

宮代町個人情報保護条例の改正の概要について

1. 個人情報の保護に関する制度の法体系

名 称	概 要
①個人情報の保護に関する法律	国としての基本理念等
②行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	国の行政機関を対象
③独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	独立行政法人等を対象
④行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	個人情報の保護に関し①、②、③の特別法
⑤宮代町個人情報保護条例	各自治体が独自に制定

2. 条例改正の必要性

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に規定する「個人番号」は、個人情報保護関係法上「個人情報」に該当します。また、各自治体で定めている宮代町個人情報保護条例（以下「町条例」という。）上でも、「個人情報」に該当するものと考えられます。

しかし、個人番号については、他の個人情報と比較して強力な個人識別機能を有していることから、プライバシーをはじめとする個人の権利利益を侵害する危険性が高く、より適正な管理運用が求められます。

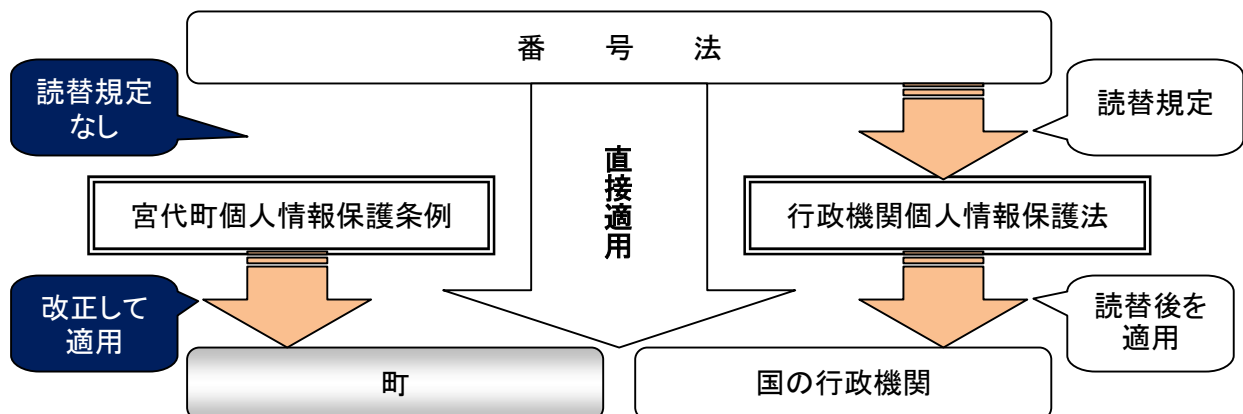
そのため、番号法では、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」と言う。）について、一般法である「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」よりも厳格な保護措置を講じています。

番号法では、この厳格な保護措置を一般法の読み替えで規定できるものは「読替規定」で、番号法独自に規制を設けた事項については「書き起こし」で規定をしています。

法の適用の点から見ると、番号法において書き起こしで規定しているものは、町にもその規定の適用が及びますが、一般法の読み替えで規定しているものは、町には適用が及びません。

これは、一般法の規定の多くは、町（地方公共団体）を対象としたものではなく、これを番号法で読み替えたところでその適用が及ぶことにはならないためです。

これを踏まえ、番号法第31条では、特定個人情報の適正な取扱い及び本人が特定個人情報や情報提供等記録を確認できるようにするために番号法で講じられている措置について、各地方公共団体においても番号法の趣旨を踏まえた必要な措置を講じることを求めており、国全体としてマイナンバー制度の適正な運用を実施する観点からも、町条例の改正が必要なことから、町としてこれに対し適切に対応するものです。



3. 条例改正の概要

(1) 定義規定の見直し〔町条例第2条関係〕

個人番号を含む個人情報に関する規定を整備するために必要となる用語について、定義を設けるものです。

《改正案又は改正の内容》

用語	内容
特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報 《番号法第2条第8項を引用》
情報提供等記録	特定個人情報の情報連携を行った際の情報照会者・提供者の名称、照会・提供された特定個人情報の項目等を記録したもの 《番号法第23条第1項及び第2項を引用》
保有特定個人情報	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの

(2) 保有特定個人情報の利用の制限〔町条例第12条関係（追加）〕

町条例第12条では、保有個人情報について、本人の同意がある場合、法令等に定めがある場合又は個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合などにおいて、個人情報の利用目的の範囲を超える利用ができる旨規定がされています。

しかし、番号法では、情報提供等記録を除く特定個人情報の利用目的の範囲を超える利用は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。」に限定し、情報提供等記録については、利用目的の範囲を超える利用は禁止しています。

これを踏まえ、町条例第12条の次に新たな条を追加します。

《改正案又は改正の内容》

<p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第12条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は組織に限るものとする。</p>

(3) 提供の制限〔町条例第12条関係〕

特定個人情報の提供は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、禁止されていますが、これを確認的に規定するものです。

≪改正案又は改正の内容≫

(特定個人情報の提供の制限) 第12条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(4) 特定個人情報の開示請求をできる者〔町条例第14条関係〕

町条例では、保有個人情報に記録されている自己の個人情報の開示請求をすることができる者を「本人、その法定代理人及び一定の任意代理人」としています。一方、番号法に基づき読み替えて適用される行政機関個人情報保護法では、自己の保有個人情報の開示請求権者を「本人、その法定代理人及び任意代理人」としています。

そのため、任意代理人の範囲について条例と法とで相違があることから、国の運用に合わせるため、改正をするものです。

また、開示請求をすることができる者に合わせ、自己の個人情報の訂正、追加、削除及び目的外利用の中止（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる者も同様とします。

≪改正案又は改正の内容≫

宮代町個人情報保護条例	行政機関個人情報保護法
①本人 ②法定代理人 ③任意代理人（当該代理行為に関し、法律により職務上の守秘義務を有する者に限る。） ⇒ カッコ内を削除し一致させる。	①本人 ②法定代理人 ③任意代理人

(5) 利用中止請求事由の追加〔町条例第21条関係〕

町条例において認められている個人情報の訂正等の請求について、番号法第29条第1項の規定により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法と同様に保有特定個人情報についても訂正等を認めるにあたり、その事由及び措置の内容について規定する必要があるため改正をするものです。

具体的には、情報提供等記録を除く保有個人情報について、以下の①から③までに該当する場合は「利用の停止又は消去」を、④に該当する場合は「提供の停止」を請求することができるように改正するものです。

≪改正案又は改正の内容≫

追加事由	措置
①条例第12条の2の利用制限に対する違反 ②番号法第20条の収集制限・保管制限に対する違反 ③番号法第28条のファイル作成制限に対する違反	利用の停止又は消去
④条例第12条の3の提供制限に対する違反	提供の停止

※今回の条例改正にあたり、国の措置と合わせるため、「削除」を「消去」へ、「中止」を「停止」へと改正します。

(6) 保有個人情報の提供先への通知〔新規追加〕

保有個人情報に記録されている個人情報に誤りがあり訂正請求を受け、当該個人情報を訂正した場合に、当該保有個人情報の提供先に対してその旨を通知することにより、訂正決定以後、当該本人が間違った保有個人情報により不利益を受けることを防止するため、新たに規定を設けるものです。

なお、情報提供等記録を訂正した場合については、情報の照会者及び提供者並びに情報提供ネットワークを管理する総務大臣に通知をするものです。

(保有個人情報の提供先への通知)

第23条の2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(7) 手数料等の減免〔町条例第24条関係〕

町条例においては、条例に基づく自己情報の開示及び訂正等の請求に係る手数料は、無料とされていますが、開示請求にあたり当該自己情報の写しの交付を求めた場合は、写しの交付に要する費用を徴収することとしています。

番号法第29条の規定により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第26条では、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該開示請求に係る手数料を減額又は免除することができることとしています。

国においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第18条において開示請求に係る手数料が定められており、請求に係る費用が高額になることも想定されることからそのような減免規定を設けることとなったと考えられるが、宮代町では、もともと開示請求に係る手数料を徴収しておらず、更に実費費用の徴収についても、コピー代及び郵送による開示の場合の郵送料のみとしており、今までのケースにおいても高額になるケースは少なく、今後も極端な変化は見られないと考えられる。

しかし、仮にそのようなケースがあった場合には、条例に規定が無いと対応できないことや、また、国の制度と運用を合わせる必要もあることから、国に合わせた改正をするものです。

《改正案又は改正の内容》

経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、保有個人情報の写し等の交付に要する費用を減額し、又は免除することができる旨の規定を設けます。

(8) 他の制度による閲覧等の実施との調整規定の整理〔町条例第32条関係〕

町条例では、法令や他の条例の規定による閲覧や写しの交付等の制度がある場合（例えば、住民票の写しの交付など）、保有個人情報の開示をしない取扱いをすることとしています。

番号法では、情報提供等記録開示システム（マイポータル。個人が、自宅のパソコン等から、諸々のサービスを受けることができるシステム）を用いて、自己の特定個人情報の情報提供ネットワークシステム上でのやりとりの記録の閲覧等ができるようになる予定ですが、その場合でも、開示請求ができるように改正するものです。

《改正案又は改正の内容》

(他の制度との調整等)

第32条 この条例は、他の法令等の定めるところにより、個人情報(保有特定個人情報を除く。)の閲覧、縦覧若しくは写しの交付を求め、又は訂正等を請求することができる場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館等の施設において、町民等の利用に供することを目的として管理している図書等については、適用しない。

(9) その他

個人情報の保護制度の運用にあたり軽微な改正をします。